

第 52 期平成 29 年度第 1 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 29 年 7 月 3 日(月)

於：高松サポート合同庁舎

第 1 会議室

| | | |
|-----|------|-----------------|
| 出席者 | 公益側 | 佐川、柴田、高塚、松浦 |
| | 労働者側 | 楠本、瀧、中村、福家良 |
| | 使用者側 | 安部、綾田、友國、濱田、福家正 |

- 議 題
- (1) 会長、会長代理の選出
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等承認
 - (3) 審議の進め方等承認
 - (4) 議事録署名委員の指名
 - (5) 香川県最低賃金の改正諮問
 - (6) その他

【賃金室長】 ただ今から、平成 29 年度第 1 回目の香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表の東委員、労働者代表の土田委員が所用のため欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は第 1 回目の会議ですので、会長並びに会長代理が選出されるまで事務局において司会、進行をさせていただきます。

それでは、初めに辻香川労働局長からご挨拶申し上げます。

【辻労働局長】 香川労働局長の辻でございます。

皆様におかれましては、日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜っております。

また、このたび、第52期の香川地方最低賃金審議会委員をお引き受けいただきました。厚く御礼申し上げます。

本日は、後ほど、香川県最低賃金改定の諮問をさせていただくことにいたしておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【賃金室長】 次に、本日の資料ですが、事務局竹内の方から確認させていただきます。

【事務局】 会議次第、資料目次がございまして、

- 資料No. 1 第52期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程（案）
- 資料No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）
- 資料No. 4 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）
- 資料No. 5 第52期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）
- 資料No. 6 平成29年度最低賃金の審議の進め方等について（案）
- 資料No. 7 平成29年度答申日別最短効力発生予定日一覧表
- 資料No. 8 平成28年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No. 9 「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定（抄）」、「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017（関係部分抜粋）」について
- 資料No. 10 香川の賃金概況（平成29年）
- 資料No. 11 香川県の雇用情勢、労働市場の動向（平成29年4月分）
- 資料No. 12 香川県内経済概況（平成29年4月）
- 資料No. 13 香川県金融経済概況（平成29年5月）
- 資料No. 14 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

資料 No.15 「地域間格差を是正し、持続可能な四国の実現にむけ、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める要請」
(全労連四国地区協議会)

また、冊子として、「平成 29 年度版最低賃金決定要覧」と「平成 29 年度労働行政のとりくみ」、それから中小企業への支援事業に関する周知用リーフレット 2 種類をお配りしております。

以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

【賃金室長】 次に、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

資料 1 の名簿順にお名前だけご紹介させていただきます。

公益委員といたしまして、ご欠席ですが東委員、佐川委員、柴田委員、高塚委員、松浦委員でございます。佐川委員は今期から新しく任命されております。

次に、労働者代表委員といたしまして、楠本委員、瀧委員、ご欠席ですが土田委員、中村委員、福家良一委員でございます。

瀧委員と土田委員は今期から新しく任命されております。また、十川委員が 6 月 14 日付で退任されましたので、後任に中村委員が任命されております。

次に、使用者代表委員といたしまして、安部委員、綾田委員、友國委員、濱田委員、福家正一委員、でございます。

安部委員、綾田委員、友國委員が今期から新しく任命されております。新しく委員になられた方には事前に辞令をお渡しさせていただきました。新しく委員となられた以外の委員の方の辞令につきましては、席上に置かせていただいております。

なお、任期につきましては、平成 31 年 4 月 20 日までの 2 年間となっておりますので、よろしく願いいたします。

続いて事務局側ですが、局長の辻、労働基準部長の村野、賃金室長の橘川、賃金指導官の村上、賃金担当の竹内、賃金調査員の白方でございます。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）の「会長、会長代理の選出」から始めさせていただきます。

最低賃金法第 24 条第 2 項では、（要覧 p 148）「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とあり、また同条第 4 項では、「会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と規定されております。

従来、公益委員の間で会長及び会長代理を協議の上内定し、委員の皆様のご承認を得て決定してまいったところですが、今期につきましても従来どおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（各委員より「異議なし」の声あり）

【賃金室長】 はい、ありがとうございます。

それでは公益委員の方々であらかじめご協議いただいた結果、会長には松浦委員、会長代理には柴田委員と伺っております。ご異議ございませんでしょうか。

（各委員より「異議なし」の声あり）

【賃金室長】 それでは、松浦会長ならびに柴田会長代理に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに松浦会長、よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 ただ今、委員の皆様のご承認をいただきまして、前期に引き続きまして会長職を仰せつかることになりました松浦でございます。

最低賃金法の趣旨や中央最低賃金審議会から示される目安等を踏まえながら、労使の合意が図られますよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でそれぞれのご主張がおありと思っておりますけれども、本年はぜひとも全会一致での

答申に至りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【柴田会長代理】 会長代理に選出されました柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長代理として微力ではありますが、審議会の運営をサポートして参りたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【賃金室長】 それでは、会長並びに会長代理が決まりましたので、これからの議事進行は会長にお願いいたしたいと思っております。

【松浦会長】 それでは会議次第によりまして、議題（２）に入ります。

「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、資料No. 2 から資料No. 5 につきまして、説明させていただきますが、いずれも内容は従来と同様でございますので、読み上げは省略させていただきます、要点のみ説明をさせていただきます。

まず資料No. 2 の「審議会運営規程（案）」をご覧ください。

審議会の議事運営について定めたものでございますが、第3条では、審議会の議決により特定の議案について調査審議を行うため、小委員会を設けることができると規定し、会長が指名した公労使3名ずつ計9名の委員で構成するとともに、委員長及び委員長代理は公益委員をあてることとしております。

そして、小委員会におきましては、従来、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただき、本審に報告していただいていたところでございます。

この小委員会の運営に関しましては、資料No. 3 の「運営小委員会運営規程（案）」として配付しておりますのでご覧ください。

また、資料No.5 としまして「運営小委員会委員名簿（案）」を配付いたしております。

委員の候補につきましては、公益委員は、東委員、柴田委員、松浦委員を候補とさせていただいております。

労働者代表委員は、楠本委員、中村委員、福家良一委員を候補とさせていただいております。

使用者代表委員は、安部委員、濱田委員、福家正一委員を候補とさせていただいております。

次に、資料No.2 の「審議会運営規程（案）」第6条では、会議は原則公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定しております。

これまで当審議会の取り扱いといたしましては、本審については、会議、議事録及び資料は公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については、会議、議事録及び資料については非公開とし、議事要旨を作成して公開することとして、初回の本審において決定してきたところでございます。

なお、資料No.4 としまして「会議公開要綱（案）」を配付いたしております。

以上ご説明いたしましたとおり、「審議会運営規程（案）」、「運営小委員会運営規程（案）」「運営小委員会委員名簿（案）」「会議公開要綱（案）」についてご審議いただければと思います。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しまして、本審については公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については非公開として、議事要旨を作成して公開することとしてよろしいか、併せてご確認いただければと思います。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 では、資料No.2から5の「審議会運営規程案」「審議会運営小委員会運営規程案」「審議会運営小委員会委員名簿案」「審議会会議公開要綱案」については、「案」を取っていただき、本日から施行することといたします。

したがいまして、本審議会に運営小委員会を設置いたしますとともに、運営小委員会委員名簿のとおり委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しまして、本審については公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については非公開として、議事要旨を作成して公開することといたします。

それでは、次に議題の(3)の「審議の進め方等について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、ご説明いたします。

資料No.6の「平成29年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」をご覧ください。

これは、第51期最後の平成28年度第7回の本審におきまして審議され、成案として第52期審議会に申し送りされたものでございます。本日ご承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、専門部会の審議回数を概ね3回とすること、審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって審議会の決議とすること、この場合、全会一致での決議を原則とすること。香川県最低賃金の効力発生日は10月1日、特定最低賃金の効力発生日は12月15日を努力目標とすること、来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において意向確認を行うこと等でございます。

よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、本年度の最低賃金の審議につきましては、ただ今承認いただいた「審議の進め方」により進めることといたします。

なお、この「最低賃金の審議の進め方等について」でございますが、審議の確認事項といたしまして、従来の慣行に従い局長あて報告したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは局長への報告文(案)でございますが、事務局で配って下さい。

(事務局より報告文(案)配付)

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で簡単に説明してください。

【賃金室長】 最低賃金の審議の進め方等について

香川地方最低賃金審議会は、平成 29 年度の最低賃金の審議の進め方等について、下記のとおり取りまとめたので報告する。

「記」以下は、先ほどの資料 No. 6 の「平成 29 年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」の内容となっております。

【松浦会長】 ありがとうございます。

それではこの(案)を取りまして、局長に報告いたします。

(会長より、局長へ報告文を手交)

【松浦会長】 続きまして、議題(4)の議事録署名委員の指名でございます。

運営規程の第7条により、議事録には会長及び会長が指名した委員2人が署名するとされておりますので、第52期審議会の議事録

の署名委員には、労働者側からは福家良一委員、使用者側からは福家正一委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは労働者側福家良一委員、使用者側福家正一委員、よろしくお願いいたします。

それでは次に議題(5)の「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。

改正諮問についてよろしく申し上げます。

【賃金室長】 それでは、はじめに局長から会長へ諮問文をお渡しします。

(局長から、諮問文を会長へ手交)

【松浦会長】 それでは、諮問文の写しを各委員に配付してください。

(事務局より各委員へ諮問文(写)を配布)

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。それでは辻局長よりご説明をお願いします。

【辻労働局長】 ただ今、香川県最低賃金の改定諮問をいたしましたので、その趣旨等についてご説明いたします。

去る6月27日に、第48回中央最低賃金審議会が開催され、平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について、厚生労働大臣から諮問されたところです。

この中央最低賃金審議会での目安諮問においては、本年3月28日に、総理を議長に産業界と労働界のトップが構成員となった「働き方改革実現会議」において決定された「働き方改革実行計画」に配意した、調査審議を求めるものとなっております。

この「働き方改革実行計画」では、日本経済はデフレ脱却が見えてきており、実質賃金は増加傾向にある。

一方、今後の課題として、政労使が一体となって働き方改革を進

め、生産性向上の成果を働く人に分配することで、「成長と分配の好循環」が構築されること、また、「経済の好循環をさらに確実にすることにより、総雇用者所得を増加させていく」とされております。

このような認識の下、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされたところであります。

従って、当審議会の金額改定審議においても同様に、「これに配慮した、調査審議をお願いします」こととしたものです。

このような点についてもご配慮いただき、香川県最低賃金の改定について、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 　ただ今の局長からの諮問について、何かご質問、ご意見ございませんか。

（各委員より「なし」の声あり）

【松浦会長】 　それでは、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。

今後の審議の進め方について、事務局から説明してください。

【賃金室長】 　今後の審議等について、説明させていただきます。

まず、最低賃金法第25条第2項（要覧p148）により専門部会を設置することになります。

専門部会は同条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

したがいまして、労使各3名ずつの委員の推薦をお願いいたします。

推薦日程は、本日推薦公示、7月18日締切りとし、7月19日に

任命予定とさせていただきます。

また、専門部会の設置手続きと併せまして、最低賃金法第 25 条第 5 項及び同法施行規則第 11 条に基づく関係労働者及び関係使用者の意見聴取に係る公示も本日行わせていただきます。

意見の提出期限につきましても、7月 18 日までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 以上の説明について何かご質問ございますか。ないようですので、その他、事務局の方で何かありますか。

【賃金室長】 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

そして、本日ご確認いただいた「平成 29 年度最低賃金の審議の進め方等について」の記の 1 の（5）におきまして、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の議決をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で議決することを原則とする。」と規定されているところでございます。

したがいまして、本日の審議会におきまして、「香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議決をもって、審議会の決議とする。」ということにつきまして、改めてご確認をお願いしたいと存じます。

【松浦会長】 ただ今説明のありました、各専門部会の議決をもって審議会の決議とする最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について、再度ご確認をお願いします。

それでは最後に、議題（6）その他に入りたいと思いますが、事務局の方で何かございますか。

【賃金室長】 では、資料 No. 14 につきまして、事務局竹内からご説明いたします。

【事務局】 平成29年3月28日付で中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告がとりまとめられましたので、内容の概略をご説明します。

平成26年6月18日の中央最低賃金審議会において、現行目安制度の見直しについて付託を受け、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において、主として、目安制度の意義、ランク区分の在り方、目安審議の在り方、参考資料の在り方について最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえて、目安制度の原点に立ち返って検討が重ねられてきました。

その結果、目安制度は全国的な整合性、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることからランクに区分した上で目安を提示することの必要性を改めて確認しております。

ランク区分については、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数を各都道府県の経済実態とみなし、ランクの振り分けをおこなっておりますが、この度のランク区分の見直しに当たって、区分の基礎となる諸指標を見直しております。そして、その新しい総合指標に基づくランク区分、各都道府県の各ランクへの振り分けを行ったところ、埼玉がBランクからAに、山梨がCランクからBに、徳島がDランクからCに変更となっております。

目安審議の在り方については、公労使三者が真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要であり、地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要としています。

また、近年の最低賃金の引き上げ状況を踏まえ、最賃引上げの影響について、参考資料の見直し等によりこれまで以上に確認していくことが求められる、としています。

参考資料の在り方については、賃金改定状況調査については当面

は現行の方法を維持することが適当、その他の参考資料については、引き続き見直しについて検討することが必要とされました。また、最低賃金引上げが及ぼす影響については、広く様々な統計資料等を注視しながら継続的に検討していくことが必要とされております。

そして、今後の見直しについては、平成 34 年度以後は見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当とされました。

以上が全員協議会報告の概略でございます。

【賃金室長】 次に、本年 5 月 24 日に全労連四国地区協議会香川県労連から、地域間格差を是正し、持続可能な四国の実現にむけ、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める要請書が四国各労働局長あて提出されておりますので報告いたします。内容につきましては、資料 No.15 に写しをつけております。

次に、今後の審議の参考としていただくため、資料 No.7 から 13 と別途配付資料をお配りしております。

資料 No.7 は、「答申日別最短効力発生日一覧表」です。平成 29 年 10 月 1 日発効をめざすとすれば、黄色で塗りつぶしたところを見ていただきたいのですが、左端の欄が答申日となりますので、8 月 7 日（月）までに答申をいただく必要があるということになります。

資料 No.8 は、「平成 28 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」です。年間のスケジュール感と審議内容をつかんでいただければと思います。資料 No.9 は「働き方改革実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2017」「未来投資戦略 2017(抜粋)」です。資料 No.10 は賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況、資料 11 は香川労働局職業安定部が 5 月末に発表した平成 29 年 4 月の雇用情勢、労働市場の動向、資料 12 は財務省四国財務局が 4 月 26 日に発表した香川県内経済概況、資料 13 は日本銀行高松支店が 6 月 12 日に発表した香川県金融経済概況、となっております。

また、「最低賃金決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃

金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主だった内容について、広報のため取りまとめたものでございます。

続いて、リーフレットですが、厚生労働省において実施しております「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」を周知するためのもので、2種類ございます。一つは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口の利用案内で、昨年度に引き続き、香川労働局が香川県経営者協会に委託して実施しております。

もう一つは、賃金改善に取り組む中小企業に対して、一定の要件を満たした場合に助成金を支給するというものでございます。

本日の資料説明は以上ですが、現在最低賃金に関する基礎調査を実施しているところでございます。今後の専門部会におきまして調査結果等を取りまとめ、ご説明申し上げる予定としております。

よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 事務局からの説明及び審議会資料に関して何かご意見はございませんか。

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言ございませんか。

なければ第1回の本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――